

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第35号

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成13年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「と認めた場合」を「があると認めるとき」に改める。

第11条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

料金種別	名称	区分		金額	
一時駐車	熱海市和田浜駐車場	16時間以内	30分までごと	108円	
	熱海市東駐車場（大型車を除く。） 熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車場		最高限度額	1,728円	
		16時間を超えるもの	1時間までごと	108円	
					熱海市東駐車場（大型車に限る。）
		最高限度額	2,592円		
		16時間を超えるもの	1時間までごと	162円	
					熱海市来の宮駐車場
	定期駐車	熱海市東駐車場（大型車を除く。）	1月につき 1台当たり	15,120円	
8月に利用しない場合 1月につき 1台当たり			10,800円		
熱海市第2親水公園駐車場		1月につき 1台当たり	8,640円		
熱海市来の宮駐車場		1月につき 1台当たり	10,800円		

回数券	100円券 13枚つづり	1,000円
	210円券 13枚つづり	2,100円
	3,900円券	3,000円

備考

- 1 この表の規定により計算して得た一時駐車における利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 2 熱海市第2親水公園駐車場における定期駐車は、8月の1箇月間に限り利用することができない。
- 3 「大型車」とは、次に掲げるいずれかに該当する自動車をいう。
 - (1) 全高が2.3メートル以上である自動車
 - (2) 全幅が2.5メートル以上である自動車
 - (3) 全長が5.0メートル以上である自動車

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例第11条第2項の回数券でこの条例の施行の際現に未利用額のあるものは、改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例別表の回数券とみなす。